「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者

(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」(案)に対する意見及びそれに対する考え方

I. 総論

意 見 考え方 意見1 禁止行為規制の適用対象事業者の選定に当たっては、市場支配力の定義・考え方の明確化が必 考え方1 要であり、その上で規制格差を設ける必要があるほどの市場支配力の差異を多角的な視点から検討することが必要。

- 今回の「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」 (案)(以下「基本的考え方(案)」という。)は、当社を引き続き、禁止行為規制適用事業者に指定する一方、KDDI殿や沖縄セルラ一殿について、適用除外とする旨を明確化することを目的としたものと認識しておりますが、本来、禁止行為規制の適用対象に該当するか否かを判断するにあたっては、まずは市場支配力の定義・考え方を明確化することが必要であり、その上で、当社とKDDI殿に関し、規制格差を設けなければならない程の市場支配力の差異が存在するか否かについて、市場環境や競争状況の変化等を踏まえ、多角的な視点から検討を行うことが必須であると考えます。
- ・ この点、今回の基本的考え方(案)は、そのような合理的かつ客観的な検証を行うことなく、いわば「結論ありき」の見直しとしてなされたことは、適切とは言い難いものと考えます。
- ・ また、情報通信審議会「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申」において、携帯事業者上位3社の「交渉上の優劣の差は縮小してきている」とされ、ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会においても各委員より同様の主旨の発言があったものと認識しております。
- ・ 加えて、KDDI殿は特定の固定通信事業者のサービスと自社の携帯電話サービスを排他的に組み合わせたセット割引の提供を開始したところですが、仮に当社が特定の固定通信事業者との連携により、同様の割引サービスを提供することが禁止行為規制に抵触する行為とするのであれば、KDDI殿の利用者は当該サービスによる便益を享受できる一方、当社の利用者は当該サービスを受けることが出来ず、規制格差の存在により利用者間で不公平な状況が生じることとなります。
- 禁止行為規制の適用事業者の指定については、今後新たに創設される「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」において、今回策定される基本的考え方に基づき「適切に指定が行われているか否かについて検証を行う」とされているところですが、総務省においては、市場支配力の定義・考え方を明らかにした上で、前述のような規制格差の存在により利用者間の不公平な状況が顕在化し

■ 市場支配力とは、事業者がその意思によってある程度 自由に価格、品質、数量、商品選択の多様性その他各 般の条件を左右する力であり、市場構造や事業者間の 競争状況等を総合的に勘案し、その存在や程度につい て判断するものである。

市場支配力の有無の判断については、これまでも事業者の指定に当たっては、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 30 条第 1 項の規定にあるとおり、収益シェアのみならず、当該シェアの推移その他の事情を勘案し、中長期的な視点から総合的な事業能力を配慮しつつ判断が行われていたところであり、本案も、当該指定の考え方を基本として、さらに基準の明確化を試みたものであることから、総合的な検証が可能となっている。

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「NTTドコモ」という。)の市場支配力については、情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(以下「ブロードバンド答申」という。)においても、「現時点においては、NTTドコモの市場シェア等を考慮すると、同社とその関係事業者との排他的な提携を通じた特定の者に対する不当な差別的取扱いを禁止することは、公正競争環境確保の確保にとって引き続き重要である」とされており、非対称規制として引き続き維持して

つつある状況も踏まえ、改めて、当社への禁止行為規制適用の適否も含めた総合的な検証をお願いしたいと考えます。

(NTTドコモ)

いくことが適当である。

ブロードバンド答申における交渉上の優劣の差の縮小については、これが第二種指定電気通信設備制度 (以下「二種指定設備制度」という)に関するものであると理解しているところ本意見募集とは直接関係ないものであるが、一般論としては、当該制度は接続交渉上の優位性による不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を防止する趣旨である。それに対し、禁止行為規制は市場支配力の濫用による電気通信事業者間の公正な競争及び利用者の利益を含めた電気通信の健全な発達に及ぼす弊害を未然に防ぐ趣旨であり、規制の目的を異にしていることから、その適用対象についての考え方は自ずと異なるものである。

意見2 現行の禁止行為規制の内容は過重ではなく、柔軟な事業展開や国際展開に支障をきたすものではない。他方、公正な競争環境を担保するため、引き続き競争評価、公正競争レビュー制度等の枠組みにおいて、制度の有効性・適正性について検証を行うべき。

考え方2

■ 当社としては、現行の禁止行為規制内容については、市場支配的な事業者に対しての規制として過重なものではなく、ましてや柔軟な事業展開や国際展開が出来ないとする懸念は当たらないと考えます。従って「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」において、市場支配力を有する事業者に対する禁止行為規制として「規制内容を見直すことが必要とまでいえない」とした答申内容は適切であると考えます。

なお、ガイドラインの拠り所となる事業法および施行規則については、平成13年に第30条が追加され10年が経過し、上位3社の寡占化、グループ集約化の進展や技術革新による高速化・大容量化など市場環境が大きく変化しています。公正な競争環境を担保するためには、適宜適切にドミナント規制の見直しを行うことで非対称規制を確りと機能させることが重要と考えますので、引き続き競争評価並びに公正競争レビュー制度等の枠組みにおいて、制度の有効性・適正性についての検証が行われるよう要望します。

(イー・アクセス)

■ 禁止行為規制の有効性・適正性については、公正競争レビュー制度において、競争評価制度における分析結果を有効に活用しつつ検証を行うとともに、2014 年度の包括的な検証の結果、仮に既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められる場合には、指定電気通信設備制度全体の見直しを検討することとしており、その際に、必要に応じ、現行の禁止行為規制の有効性等についても検討を行うこととする。

Ⅱ、指定範囲について

- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
意 見	考え方
意見3 モバイル市場の変化に合わせて、第二種指定設備制度自体の見直しや総合的な市場支配力に	考え方3
着目した規制等、より包括的な規制制度の導入を早期に検討すべき。また、禁止行為規制の適用	

基準見直し等を行い、上位3社のモバイル事業者に対して禁止行為規制を課すことが必要。

■ モバイル市場においては、国の有限希少な電波を利用するという点において、設備のボトルネック性が存在し、また顧客規模が固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長している等、大手モバイル事業者は既に大きな市場支配力を保持しております。

また、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、市場支配力を拡大しつつあります。

そのため、モバイル市場においても設備のボトルネック性やそれに基づく市場支配力を認定する等、 第二種指定電気通信設備制度自体の考え方を見直すことや、総合的な市場支配力に着目した規制等、 より包括的な規制制度を導入することについて早期に検討すべきと考えております。

現行の枠組みにおいても、禁止行為規制の適用基準について、第二種指定電気通信設備制度の適用対象と同基準とする、あるいは現行の閾値を引下げる等の見直しを行うことで、上位3社のモバイル事業者に対して禁止行為規制を課すことが必要と考えております。

加えて、情報通信市場全体における公正競争環境確保のために、禁止行為の内容に、次の事項を追加することが必要と考えております。

- ・自グループ内の固定通信事業者(もしくは自社内の固定通信事業部門)と、他の固定通信事業者と の差別的な取扱いを禁止すること
- ・本年2月2日付けでNTT持株殿及びNTTファイナンス株式会社殿が発表したNTTドコモ殿・NTT西殿等の料金の請求・回収業務の統合や、業務委託会社・販売代理店を通じたNTTドコモ殿・NTT東西殿等の一体的活動のような連携を禁止すること

(ケイ・オプティコム)

- 二種指定設備制度自体を見直すべきとの御意見については、本意見募集とは直接関係ないものであるが、今後の参考意見として承る。
- 二種指定設備制度と禁止行為規制の関係については、考え方1のとおりであり、禁止行為規制の対象となるのは市場支配力を有する移動通信事業者に限られるものであることから、上位3社の携帯電話事業者に対し当該規制を課すことは適当ではない。

禁止行為の内容については、本意見募集とは直接関係ないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考意見として承る。

意見4 携帯電話事業者間は規制格差を設けなければならない程の市場支配力の差が存在しないため、 第二種指定設備制度や禁止行為規制による非対称規制は撤廃すべき。

■ 携帯電話事業者に対する第二種指定電気通信設備制度は、基本的に電波の有限希少性に拠るものであり、電波の割当を受けて携帯電話サービスを提供する事業者は、電波という公共財を利用していることから、すべての携帯電話事業者(MNO)に同等の競争ルールが適用されるべきであると考えます。

また、禁止行為規制についても、携帯電話事業者の中でNTTドコモのみを引き続き適用対象として規制格差を設けなければならない特段の合理的理由はないため、すべての携帯電話事業者に同等の競争ルールが適用されるべきであると考えます。

なお、昨年12月20日の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申において、携帯電話事業者間における「交渉上の優劣の差は縮小してきている」とされています。また、禁止行為規制が適用されていないKDDI殿が特定の固定通信事業者のサービスと自社の携帯電話サービスを組み合わせたセット割引を提供開始したものの、禁止行為規制が適用されているNTTドコモは、ある特定の電気通信事業者と提携して柔軟にサービスを展開することができず、利用者利便が損なわれている恐れがあります。これらのことからも、携帯電話事業者間で規制格差を設けなければならない程の市場支配

考え方4

■ 二種指定設備制度と禁止行為規制の関係については、考え方1のとおりであり、禁止行為規制の対象となるのは市場支配力を有する移動通信事業者に限られるものであることから、全ての携帯電話事業者に当該規制を課すのは適当ではない。

現在のNTTドコモに対して禁止行為規制を適用することの妥当性については、考え方1のとおりである。

力の差が存在しないことは明らかであり、第二種指定電気通信設備制度や禁止行為規制による非対称 規制は撤廃すべきと考えます。

(NTT持株)

意見5 禁止行為規制適用対象を拡大し、非対称規制を機能させドミナント事業者と競争事業者との公平 | 考え方5 性や透明性を担保するべき。

■ 4. 禁止行為規制対象の見直し

(1)見直しの必要性

禁止行為規制ができた10年前は、50パーセントを超える突出した市場シェアを持ったNTTドコモ殿 を念頭に入れた規制でありました。しかしながら、引き続きNTTドコモ殿の市場シェアは大きいものの、 KDDI殿、ソフトバンクモバイル殿のシェアが漸次増加している傾向です。加えて、事業環境の面でも、 移動通信事業が通信市場拡大のエンジンとなっていることや、上位3社はそれぞれ巨大なグループ企 業の中核的な役割を果たしているなど、大きな構造的な変化がみられます。

また、第二種指定電気通信事業者の指定基準も25%から10%へ見直しが図られるプロセスが進ん でいることもあり、禁止行為規制を厳格に運用し適用対象を拡大する見直しが必要と考えます。これに より非対称規制を確りと機能させドミナント事業者と競争事業者との公平性や透明性を担保することが できると考えます。

(イー・アクセス)

考え方6

意見6 市場において真に支配的である事業者に限定して必要な規制を適用する一方、その他の事業者 に対する規制は最小限に抑制するべき。

■ 〈基本的考え方〉

競争促進の目的を念頭に、市場において真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用する とともに、他の事業者に対する規制を最小限に抑えるという非対称規制の本来の趣旨を十分に踏まえ た内容とすることが重要と考えます。

携帯電話市場においては、長期間に渡って 50%近くの市場シェアを有するドミナント事業者が存在し、 当該事業者と 2 位の事業者の端末シェアの格差も 20%程度存在する等、支配的事業者が依然として 競争上の高い優位性を保持しています。そうした中、競争事業者は、各種ハンディキャップを負いながら も、各社の創意工夫や企業努力により僅かながらシェアを拡大し、当該市場における競争が一定程度 進展している状況にあると認識しています。これら環境下において、支配的事業者の事業における自由 度の確保等の理由により、規制の均一化が志向されるとすれば、国内市場における公正競争環境は一 気に衰退し、結果的に、ユーザ利便等が大いに損なわれることが懸念されます。その意味では、支配的 事業者に対する規制をより有効に機能させ、更なる競争促進を実現することを目的に、真に支配的な事 業者による競争を阻害する行為を未然に抑止するとともに、必要のない事業者への過度な規制強化と なることがないよう十分に配慮すべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 禁止行為規制の適用については、これまでも収益シェ ア及びその推移その他の要因に関し、中長期的な視点 から総合的な事業能力を配慮しつつ判断が行われてい たところであり、本案も当該考え方を基本とした上で、さ らに基準の整理・合理化を試みたものである。よって本 案は多角的な観点を踏まえて市場支配力が認められた 事業者のみを指定するための考え方を整理したものと なっており、市場支配的ではない事業者に対して規制を 及ぼすものではない。

■ 二種指定設備制度と禁止行為規制の関係について

は、考え方1のとおりであり、それぞれの適用対象につ

なお、禁止行為規制の適用基準の一つである収益シ ェアの閾値については、ブロードバンド答申においても、

市場支配的な事業者を最終判断する基準としての妥当

性までを求められるものではないことを踏まえつつ、現

行の EU の SMP ガイドラインの考え方等を併せ鑑み

て、現時点では見直す必要性は認められないとされたと

ころであり、今後も、当該閾値を維持した上で、総合的な

事業能力を勘案しつつ判断が行われるものである。

いての考え方は自ずと異なることとなる。

禁止行為規制の内容については、本意見募集とは直 接関係ないものであるが、今後こうした検討を行うに当 たっての参考意見として承る。

Ⅲ. ガイドライン(案)について

1. 市場シェアに基づく市場支配力の有無の判断について

意見	考え方
意見7 電気通信事業者の支配力は、事業規模やブランド力、競争事業者の状況等の市場環境によって決定されるものであるため、シェアの数値等のみではなく、総合的な事業の能力、市場環境に照らして適用対象を判断するとした改正案は、現行の基本的な考え方を踏まえつつ、適正に整理・合理化が図られたものと理解する。	
■ 日本のモバイル市場においては、過半に近いシェアを長年に渡って維持しており、かつ2位事業者とのシェアの格差も約20%と大きく、事業規模も巨大であるなどの理由により圧倒的な市場支配力を持つ事業者が存在していることから、そのような事業者に対しては禁止行為規制を適用し、競争を阻害する行為を未然に抑止する必要があります。 どの事業者が市場支配力を有するかは、事業規模やブランドカ、競争事業者の状況といった市場環境によって決定されるものと考えられますが、今回提示された「禁止行為等規制適用事業者指定ガイドライン」改正案は、単純にシェアの数値等のみを判断基準とするのではなく、総合的な事業能力を見て、市場の状況にも照らして適用対象を判断するという、現行の基本的な考え方を踏まえつつ、適正に整理・合理化が図られたものと理解しています。 (KDDI)	■ 本案に対する賛成意見として承る。
意見8 禁止行為規制の適用を受ける電気通信事業者は最大限指定されるべきであり、また客観性・透明性を確保する観点から、可能な限り恣意性を排除した明快な指定基準が必要であるため、25%を超える市場シェアを有する場合は、市場シェアの順位にかかわらず特段の事情が認められない限り指定するとの考えに沿った運用を行うことが望ましい。	考え方8
■ 1. 市場シェア等の状況について モバイル市場の拡大、モバイル事業者の市場支配力の拡大を踏まえると、電気通信事業法第30条 第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者については、現行制度下にお いても最大限指定されるようにしておくことが重要と考えます。 また、制度運用の客観性・透明性の確保の観点からも、可能な限り恣意性を排除した明快な基準とす ることが必要と考えます。 そのため、「25%を超える市場シェアを有する場合には、市場シェアの順位に関わらず、特段の事情 が認められない限り指定する」との基本的な考え方に沿って運用することが適当と考えます。 (ケイ・オプティコム)	■ 禁止行為規制の適用基準の 1 つである収益シェアの 閾値については、考え方5のとおりであり、また、現行の EU の SMP ガイドラインにおいても市場シェアが 25%程度であれば支配的地位を享受しているとは言えないとしていること、市場支配力は市場の競争状況等多様な要因で形成されていることを併せ鑑みれば、「25%を超える市場シェアを有する場合に特段の事情が認められない限り指定する」との考え方は適切ではない。
意見9 ガイドラインにおける「市場支配力の推定」と競争評価での市場支配力の「存在」・「行使」との関係性を明確化する必要がある。	考え方9

■ (1)【基本的な考え方】②について

競争評価では、市場支配力を「存在」と「行使」に分け、NTTドコモ殿が単独で市場支配力を行使しえること、加えて上位3社が協調することにより市場支配力を行使しうる立場であると評価していますが、第二種指定制度や禁止行為規制などの規律により行使する可能性が低いとしています。

一方、ガイドラインでは「市場支配力が推定される場合に限り指定する」としていますが、ここでいう「推定」と競争評価での市場支配力の「存在」・「行使」との関係性について明確化する必要があると考えます。

(イー・アクセス)

■ 本案における市場支配力の「推定」については収益額に基づく市場のシェアの推移やその他の事情に鑑み、総合的な電気通信事業者の事業能力を配慮しつつ、電気通信事業法第30条第 1 項に基づき、禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定について判断を行うものである。

一方、競争評価は、政策の企画立案の参考として小売市場の全体状況を俯瞰的・客観的に把握する観点から評価を行っているもの。具体的には、市場支配力について「存在」と「行使」の二段階に分け、第一段階として市場構造や事業者間の競争状況を踏まえ、契約数に基づく市場シェアや市場集中度等を勘案した上で、市場支配力を行使しうる地位にある事業者の「存在」の有無及び蓋然性を評価し、次に制度やルールの存在等を総合的に勘案し、実際に当該市場支配力が「行使」される可能性について評価を行っている。

したがって、本改正案における「推定」と競争評価における市場支配力の「存在」は、ともに特定の市場において特定の電気通信事業者が市場支配力を有するか否かについて評価を行うものであるが、その性格の違い及び対象とする市場(競争評価における移動体通信市場は携帯電話及び PHS が対象)が完全に一致するものではないことから、その評価を行うに当たって用いる指標は異なるものである。

2 総合的な事業能力を測定するための諸要因について

意 見	考 え 方
意見10 総合的な事業能力を測定するに当たり、モバイル事業を梃子とした事業活動、MVNOとの関係、契約者数の拡大を重点的に勘案すべき。	考え方10
■ 2. 勘案する諸要因について モバイル事業者を有する「企業グループ」によるグループドミナンスの拡大、MVNOによる競争促進の	■ 移動体通信市場における禁止行為規制の適用については、これまでも、収益シェア及びその他の要因に関
重要性を踏まえると、総合的な事業能力を測定するにあたっても、モバイル事業を梃子とした事業活動	

やMVNOとの関係を、重点的に勘案することが極めて重要と考えます。

また、シェア以外に、契約数の状況に着目することも、事業能力を測るうえでは、重要な視点と考えま す。

そのため、本案に規定されている事項に加え、次の事項も勘案する諸要因として追加することを要望 いたします。

- ・隣接市場(固定通信、上位レイヤー・下位レイヤー等)への影響力
- ・モバイル事業を中心とした「企業グループ」内連携の状況
- ・MVNOへの開放状況(接続料水準、アンバンドル等)
- SIMロック解除の状況
- ・純増契約数、その順位

(ケイ・オプティコム)

つ、市場支配力の有無に係る判断が行われていたとこ ろである。本案においても当該考え方を基本として、さら に基準の明確化を試みたものであり、御提案のあった 要因のうち移動通信分野における市場支配力の有無に 寄与しうるものについては、上記総合的な判断において 考慮されることになる。

他方、諸要因の全てを網羅的にガイドラインに記載す ることは困難であることから、現時点で当該要因を新た に追加するまでの必要性は認められない。

意見11「サービスや端末等の販売・流通における優位性」については、上位レイヤ・下位レイヤ市場にお│考え方11 いて一定の市場支配力を有する事業者との取引から生じる優位性も含まれる旨を明確化すべき。 「共同支配」については、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者と資本関係を有す る電気通信事業者との関連性にも着目して、事業者の総合的な事業能力を推定する趣旨であるこ とを確認したい。

- (総合的な事業能力を測定するための諸要因について)
- 「サービスや端末等の販売・流通における優位性」については、Google殿、Apple殿等、上位レイヤ・ 下位レイヤ市場において一定の市場支配力を有する事業者との取引から生じる優位性も当然含まれる ものと考えますが、その旨、明確化をお願いしたい。
- 「共同支配」については、当社のみならず、すべての第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事 業者を対象に、当該事業者と資本関係を有する電気通信事業者が提供する電気通信役務と第二種指 定電気通信設備を用いる電気通信役務の関連性にも着目して、事業者の総合的な事業能力を測定す るとの主旨であると理解しておりますが、その旨、確認をさせていただきたい。

(NTTドコモ)

- 「サービスや端末等の販売・流通における優位性」に ついては、特定の携帯電話事業者が上位レイヤ・下位 レイヤ市場において発揮しうる優位性を指しており、当 該携帯電話事業者の提携対象であるサービスや端末等 の提供者の市場支配力の有無は考慮しない。よって、 特定の携帯電話事業者が、上位レイヤ・下位レイヤ市 場において市場支配力を有する事業者と優先的な提携 を行っていることのみでは当該携帯電話事業者の市場 支配力を推定する要因として解すことはできず、当該提 携が携帯電話事業者の携帯電話市場における市場支 配力の影響を受けたものであるかを判断する必要があ る。
- 「共同支配」は、第二種指定電気通信設備を設置す る電気通信事業者と他の携帯電話事業者間の提携によ り生じる市場支配力を想定しており、第二種指定電気通 信設備を設置する電気通信事業者の電気通信役務と当 該事業者と資本関係をもつ携帯電話事業以外を行う電

気通信事業者の電気通信役務との関連性を考慮するも のではない。

意見12 判断要素として「サービスや端末等の販売・流通における優位性」及び「共同支配」の指標を追加したことは適切。他方、「割当て周波数の優位性」の指標を追加すべき。

考え方12

- (2) 【基本的な考え方】 ③について
- 判断要素に「サービスや端末等の販売・流通における優位性」の指標を追加したことは適切より最終消費者に近いサプライチェーンの観点を追加したことは適切と考えます
- 判断要素に「共同支配」の指標を追加したことは適切第二種指定電気通信事業者間もしくは、他事業者と協調して市場支配力を行使する可能性について思料し、ガイドライン案に追記したことは適切と考えます。
- 判断要素に「割当て周波数の優位性」の指標を追加すべき 事業者に割り当てられる「電波」は、「エリア整備に有利なプラチナバンド」や「端末調達に有利な国際 協調のあるバンド」、「大容量化・高速化には周波数の帯域幅」といった質や量が、事業者の競争力に直 結することから、総合的な事業能力を測定するための要素として「割当て周波数優位性」を加えることを 要望します。

(イー・アクセス)

■「サービスや端末等の販売・流通における優位性」及び「共同支配」の指標を追加することについては、本案に対する賛成意見として承る。

「割当て周波数の優位性」を指標に追加すべきとする 御意見については、仮に割り当てられる周波数帯域の 優劣が電気通信役務の競争優位性等に寄与し、収益シェア、契約数等の事業能力に実質的な影響を及ぼすよ うな場合に限り、市場支配力の有無や程度を認定する ために考慮する必要性が生じる可能性がある。しかし、 その場合にも、これら総合的な事業能力については、本 案において適切に判断することとされているため、「割当 て周波数の優位性」を新たに諸要因の一つとして加える までの必要性は認められない。

意見13 禁止行為規制の運用において、グループ内連携により生み出す市場横断的な支配力の影響も 判断要因とすべきであり、電気通信事業分野において事業形態を跨ぐグループ化の進展が顕著で あることから、KDDI、ソフトバンクモバイルも禁止行為規制の対象とすべき。

考え方13

■ (2)グループ内連携について

上記の見直しを行うことにより、NTTドコモ殿に加えて、KDDI殿、ソフトバンクモバイル殿も禁止行為規制の対象とすべきと考えます。電気通信事業分野においては、市場領域(移動体通信領域、固定電話領域、インターネット接続)を跨ぐグループ化、並びに同じ市場領域であっても事業形態を跨ぐグループ化が進む傾向が顕著であり、事実上NTTグループ、KDDIグループ、ソフトバンクグループの3事業者に集約化されてきている状況です。禁止行為の将来的な制度運用については、グループ内連携により産み出す市場横断的な支配力の影響も判断要因の1つとして判断する必要があると考えます。

(イー・アクセス)

- 上位3社の携帯電話事業者に対して禁止行為規制を 適用することの妥当性については、考え方3のとおり。
- 特定の移動通信事業者において、移動通信市場以外の市場で電気通信役務を提供するグループ内他事業者との提携が、当該移動通信事業者の移動通信市場における競争力に影響し得るか否かは必ずしも明確ではなく、仮に実質的に影響を与える場合であっても、本案において例示されている「市場への影響力、ブランド力」、「製品、サービスの多様性」等の要因により市場支配力の有無等が判断されることとなる。

| 意見14 「サービスや端末の販売・流通における優位性」について、純粋に市場競争により勝ち得た要素 | 考え方14

とは明確に区別した上で、市場支配力に影響を及ぼす重要な指標として位置づけるべき。また、「共同支配」について、移動通信市場における共同支配のみならず、他の市場のボトルネック設備等を有する事業者との共同的・一体的市場支配力を行使しうる位置にあるかを重要な指標として位置づけるべき。

■ <電気通信事業者の総合的市場支配力>

市場支配力の有無については、事業規模、ブランドカ、技術上の優位性等、複合的な事業能力によって定まることから、本規定の適用を受ける電気通信事業者の指定にあたって、単に市場における収益シェア等の定量的要素のみを基準とするのではなく、上述の点等も踏まえた総合的な市場への影響力の度合いを見て判断する現行の考え方を踏襲する方向性に賛同します。

なお、その際は、特に旧国営事業体グループという特性や先行事業者としての強い優位性等、純粋に市場競争により勝ち得た要素以外が適正に評価されるよう、配慮がなされるべきと考えます。その意味で、本変更案に追加された各項目について下記の点を要望します。

①サービスや端末等の販売・流通における優位性

「サービスや端末等の販売・流通における優位性」については、純粋な市場原理の中で勝ち得たサービスや端末等による競争力を市場支配力の要因として重視し過ぎることで、仮に優れた商材を提供する事業者が禁止行為規制の適用対象となるようなことがあれば、それが事業者の健全な経済活動を萎縮させる原因となることも想定されます。これに比べ、旧国営の事業グループに属していること等が要因で、競争によって獲得し得ない有形無形の各種資産を引き継いだケースや販売・流通における優位性を有するケース等は、当該市場支配力が不当に競争を阻害する蓋然性が高いと考えます。従って、当該市場支配力については、純粋に市場競争により勝ち得た要素とは明確に区別した上で、市場支配力に影響を及ぼす重要な指標として位置付けた評価を行うべきと考えます。

②共同支配

「共同支配」については、移動体通信市場における事業者間の共同支配のみならず、当該市場における特定の事業者が他の市場においてボトルネック設備等を有する市場支配的な事業者やそのグループと結びつく等により、共同的・一体的な市場支配力を行使し得る地位にあるかといった点を重要な指標として位置付けた上で、評価を行うべきと考えます。特に、本年2月2日、NTTファイナンス株式会社殿等から、東日本電信電話株式会社殿、西日本電信電話株式会社殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ殿等の料金の請求・回収業務、問い合わせ窓口の統合の施策が発表される等、NTTグループ再統合の動きが活発化する中で、市場支配的な事業者同士の連携や市場支配的な事業者グループの連携等が市場に与える影響が極めて大きくなっていることを踏まえ、規制適用に係る適正な評価がなされるよう、本指標をより一層重視することが必要です。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

- 禁止行為規制は、市場支配力を有する電気通信事業者が、その市場支配力を濫用することで電気通信事業の健全な発展に弊害を及ぼすことをあらかじめ抑止する趣旨である。よって、「サービスや端末等の販売・流通における優位性」を考慮する際において、当該優位性が競争市場において結果的にもたらされたものであるか、他の市場における独占的な業務によってもたらされたものであるか等については、電気通信事業の健全な発展に与える弊害の度合いといった観点から個別に評価されるものである。
- 「共同支配」については、考え方11のとおり。